

介護サービス情報の公表制度について

1 介護保険法上の義務

介護サービスは、利用者本人による選択を基本的な理念としています。したがって、利用者が介護サービスや事業者を適切に選択し、事業者と契約を結んでサービスの提供を受ける仕組みです。

「介護サービス情報の公表制度」は、利用者による適切な事業者の評価・選択を支援するために創設された制度で、介護保険法第115条の35により、事業者が介護サービス情報の報告が義務付けられたものです。

2 栃木県における介護サービス情報の報告について

「介護サービス情報の公表制度」において、介護サービス事業者は指定を受けて介護サービスを開始しようとするとき又は県が定める報告計画で定められたときは、介護サービス情報を県に報告し、県はその内容を公表する、という仕組みになっています。

県の報告計画に基づき、各事業者へ通知された「ID」「パスワード」「サービス名」を「介護サービス情報報告システム」にアクセスし、入力してください。

システム入力による報告が原則ですが、WEB環境が整っておらず、システム入力が困難な場合は、帳票（紙）による提出も可能です。

詳細は、栃木県高齢対策課又は栃木県ホームページ等で確認してください。

【高齢対策課 事業者指導班介護保険チーム】

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館4階

電話番号：028-623-3149

FAX番号：028-623-3058

E m a i l：kaigohoken@pref.tochigi.lg.jp

【栃木県ホームページ】

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/>

ホーム＞福祉・医療＞高齢者＞介護保険＞介護保険情報＞
栃木県における介護サービス情報公表制度

【関連サイト】

栃木県「介護サービス情報の報告について（事業者用）」

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/20130131.html>

福祉・保健・医療 WAM-NET（ワムネット） ※ここからも検索可

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>